

# 健康保険証廃止について

～保険証廃止にかかる再周知およびご協力をお願い～

令和6年11月  
東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合

# 1. 保険証からマイナ保険証へ

現行の保険証は令和6年12月2日に廃止となることが決定されています。以後は原則「**マイナ保険証**」による受診となります。

令和6年12月2日の保険証廃止後も、1年間は経過措置期間として現行の保険証が利用可能です。

ただし、経過措置期間は1年間だけですので、当組合では加入者様のマイナ保険証の利用を推進しています。

## 「マイナ保険証」とは？

保険証として利用登録したマイナンバーカードのことをいいます。マイナ保険証を医療機関等で利用するためには、事前に利用登録が必要です。

登録方法は当組合ホームページ、「マイナ保険証関連」に9月11日に掲載している「マイナ保険証を使おう！」のチラシをご覧ください。

当組合ホームページ  
マイナ保険証関連QRコード



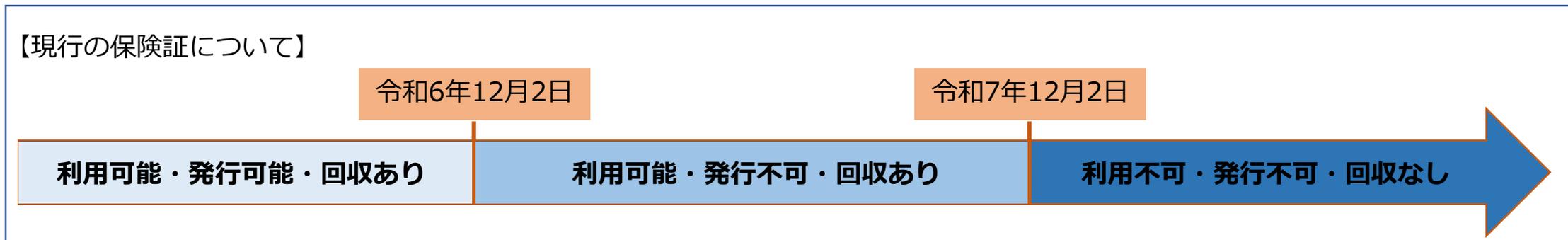
## 2. 保険証廃止後の保険証について

令和6年12月2日の保険証廃止後も、**1年間は経過措置期間として現行の保険証の利用が可能**です。

令和6年12月2日以降に、氏名変更や紛失などがあった場合は現行の保険証の再発行はできませんので、原則「マイナ保険証」を利用させていただきます。

経過措置期間中に、退職などで当組合の資格を喪失された場合は、今まで通り、保険証はご返却いただきます。

令和7年12月2日以降に資格を喪失された場合は、保険証の回収はいたしません。



### 3. 保険証廃止後医療機関受診方法について

令和6年12月2日以降は、下記いずれかの方法で医療機関等を受診いただきます。

#### ① 「マイナ保険証」で受診（原則）

#### ② 「マイナ保険証」 + 「資格情報のお知らせ」を提示して受診

医療機関にカードリーダーがない場合や不具合でカードリーダーが使えない場合、「マイナ保険証」と一緒に「資格情報のお知らせ」を提示  
※どちらかだけでは受診できません。

#### ③ 「資格確認書」を提示して受診

マイナンバーカードを取得していない方、マイナ保険証利用登録をされていない方

## 「資格情報のお知らせ」とは？

保険証廃止後、健康保険組合への保険給付の申請や、健康診断の申込みなど各種申請をする際に必要となる健康保険の資格情報（被保険者記号、番号、枝番）と、医療保険のデータベースに登録されているマイナンバー下4桁を記載し、確認していただくことで、全ての加入者が安心してマイナ保険証を使用していただくためのお知らせです。

## 用途

- ・ 医療機関にカードリーダーがない場合や不具合でカードリーダーが使えない場合、「マイナ保険証」と一緒に「資格情報のお知らせ」を提示して保険診療を受けられます。
- ・ 当組合へ各種申請をするときに、マイナンバーカードには記載されていない被保険者記号・番号を「資格情報のお知らせ」で確認できます。

# 「資格情報のお知らせ」送付スケジュール(予定)

	送付対象者	送付日
①	令和6年10月15日(火)までにマイナンバーを登録された加入者	令和6年10月25日 【一括送付】
②	11月29日(金)までにマイナンバーを登録された加入者	令和6年12月以降 【一括送付】
③	令和6年12月2日(月)以降にマイナンバーを登録された加入者	令和6年12月2日以降 【随時送付】

## 【「資格情報のお知らせ」配付のお願い】

「資格情報のお知らせ」の送付は事業主様を通じて加入者に送付いたします。必ず加入者に配付をお願いいたします。

※詳細については9月17日に送付した案内チラシをご覧ください。当組合ホームページ、マイナ保険証関連に9月17日に掲載いたしました「『資格情報のお知らせ』の送付について」の記事をご覧ください。

資格情報のお知らせ  
切り取りカード型にしてマイナンバーと一緒に携帯してください。



マイナンバー下4桁の確認  
当組合に登録されているマイナンバーの下4桁が記載されています。  
※10月25日送付分のみ記載  
12月以降送付分には記載されていません。

マイナポータルから「資格情報のお知らせ」をダウンロードすれば紙を携帯する必要はありません。  
(詳細は次のページへ)



# 「資格情報のお知らせ」はマイナポータルからダウンロードできます

当組合にマイナンバーを登録していて、かつ保険証利用登録をされている方は、「資格情報のお知らせ」がお手元に届く前でも、**マイナポータルからご自身のスマートフォンにPDFファイルをダウンロードできます。**

【PDFダウンロード方法】

マイナポータルにログイン



「証明書」で  
「健康保険証」を選択



端末に保存

このPDF画面の提示で「資格情報のお知らせ」の代わりにすることができますので、紙を持ち歩く必要はありません。

※PDFをダウンロードしなくても、「医療保険の資格情報」画面の提示でも可能です。

当組合が発行する、紙の「資格情報のお知らせ」がお手元に届くまでに日数がかかりますので、ぜひご活用ください。

## 「資格確認書」とは？

保険証廃止後、マイナ保険証による受診ができない方が、医療機関へ提示することで保険診療を受けられるようにするために発行されるものです。

## 「資格確認書」交付対象者

	交付対象者
①	マイナンバーカードを紛失した・更新中の方
②	マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある方
③	マイナンバーカードを取得していない方
④	マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方
⑤	マイナ保険証利用登録解除を申請した方（登録解除者）
⑥	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
⑦	マイナンバーカードの返納者

## 「資格確認書」の様式（予定）

- ・ **カード型**で現行の保険証と材質・サイズともに同様
- ・ 裏面は現行の保険証と同様
- ・ 薄いオレンジ色（現行の保険証は薄い緑色）
- ・ **有効期限**を表面に記載

※再発行を希望する場合も申請が必要（手数料の徴収はなし）

## 「資格確認書」の有効期限

「資格確認書」の有効期限は、**令和9年12月1日**です。

（保険証廃止日から3年） ※再交付等の有効期限については検討中です。

例1） 交付日：令和6年12月2日 → 有効期限：令和9年12月1日

例2） 交付日：令和7年12月2日 → 有効期限：令和9年12月1日

「資格確認書」の**有効期限内**に資格を喪失される方は、「**資格確認書**」は**ご返却いただきます**。現行の保険証と同様の扱いです。

有効期限が切れた「資格確認書」は、ご自身で破棄することも可能です。

# 「資格確認書」について、よくある質問

**Q1.** マイナ保険証を持っているけど、「資格確認書」も持っておきたいです。

**A1.** マイナ保険証を持っている方は、「資格確認書」の交付対象者にはなりませんので、交付することはできません。  
交付対象者については、P7をご覧ください。

**Q2.** マイナ保険証を持っていないのですが、「資格確認書」はいつ交付されますか。

**A2.** マイナ保険証を持っていない方は、令和7年12月1日までは現行の保険証が利用できますので、保険証で医療機関を受診していただきます。  
令和7年12月2日以降は、現行の保険証は利用できなくなりますので、「資格確認書」を令和7年12月2日を迎える前に職権で交付する予定です。

「資格確認書」の交付申請書の書式や職権交付日など、詳細については確定次第、改めてお知らせいたします。



# 6. 比較表

	マイナ保険証	資格情報のお知らせ	資格確認書	健康保険証
形状	マイナンバーカード	紙（切り取ってカード型）	カード	カード
使用目的	医療機関を受診するとき	①被保険者資格等の簡易把握 ②マイナンバーカードとセットで医療機関等に提示 (資格情報のお知らせだけでは受診不可)	オンライン資格確認を受けることができない方が医療機関を受診するとき	令和7年12月1日までは医療機関の受診等、従来通りの取り扱い
使用方法	医療機関等に設置されているカードリーダーで読み取り	①当組合に申請書等を提出するとき ②カードリーダーが使えない場合に医療機関等を受診するとき	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診するとき	令和7年12月1日まで医療機関等で受診するとき
有効期限	マイナンバーカードの有効期限	—	保険証廃止後から3年 (令和9年12月1日)	経過措置期間終了まで (令和7年12月1日)
返却	—	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格喪失日が有効期限前の場合あり</li> <li>資格喪失日が有効期限後の場合なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格喪失日が有効期限前の場合あり</li> <li>資格喪失日が有効期限後の場合なし</li> </ul>

## 7. 事業主さまへ3つのお願い

- ①速やかな取得・喪失等の届出の提出
- ②取得届等への正確な個人番号の記載
- ③正しい5情報(漢字氏名・カナ氏名・生年月日・性別・住民票住所)の記載

今後、安心して「マイナ保険証」を利用していただくために、医療機関等受診時に行われる『オンライン資格確認』で、入退社・転職等による資格情報の変更が速やかかつ正確に反映されていることが重要です。

オンライン資格確認システムへ資格情報の連携が完了するまでの間は、マイナ保険証の利用ができないため、事業主においては速やかな届出書提出、届出書への正確なマイナンバー・5情報の記載、組合においては速やかにオンライン資格確認システムに登録することが重要です。

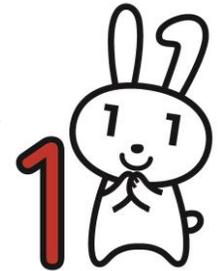
当組合は書類を受理してから、記載内容等に不備がなければ、5日以内に登録を行います。

# ①速やかな取得・喪失等の届出

オンライン資格確認を円滑に実施するため、速やかな提出をお願いいたします。

- ・資格取得届
- ・資格喪失届
- ・被扶養者異動届

届出様式が変わりますので、  
詳細が決まりましたら改めて  
お知らせいたします。



## 事業主による「事実発生から5日以内の届出義務」について

- ・社員の入社、退職など、健康保険資格に関する届出は、事実発生から5日以内に健康保険組合に提出することとされています。  
〈健康保険法施行規則24条、第29条〉
- ・被扶養者についても同様の取り扱いとなります。  
〈健康保険法施行規則24条、第38条〉

## ②取得届等への正確な個人番号の記載

資格取得届等へ必ず個人番号の記載をお願いいたします。  
また、マイナンバーカードの写し等で本人確認、正確な個人番号の届出をお願いいたします。

### 資格取得届等への「個人番号の記載義務」について

・被保険者資格取得届および被扶養者異動届の届出にあたっては、個人番号等の記載事項にかかる届出は義務となることとされています。

そのため、事業主は、被保険者に対し個人番号の提出を求めることができるとされています。

〈健康保険法施行規則 24条、第38条〉

## ③正しい5情報(漢字氏名・カナ氏名・生年月日・性別・住民票住所)の記載

資格取得届等の提出にあたっては、5情報の記載に誤りがないか十分確認をしていただきますようお願いいたします。

### 〔誤りの原因として多い事例〕

- ①住所欄に住民票住所ではなく、「居所住所」や「転居前の住所」を記載      ②生年月日の誤り

円滑なマイナ保険証移行のため、ご協力をお願いいたします。

